

町 田 市

東京都認証保育所 利用児童のための 無償化のしおり



これは町田市民の方を対象としたしおりです。

はじめに

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。今回の幼児教育・保育の無償化については、子ども・子育て支援法の改正に伴い、従来からある、子どものための保育・教育給付以外に、子育てのための施設等利用給付が創設されました。この2つの給付により幼児教育・保育の無償化が行われます。

無償というと、保育園や幼稚園の費用すべてが無料になるイメージがありますが、本制度における「無償化」とは、給食費・体操服代等の費用を除いた基本的な利用料のみが0円になる施設や、軽減される金額の上限が設定されている施設など、すべての費用が無料になるものではありません。一般的に使う「無償」とは用語の使用方法が少し異なりますのでご注意ください。

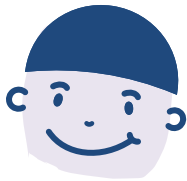
また、東京都認証保育所を含む認可外施設等の無償化には、「給付のために必要な認定（新2号・新3号）を受けていること」以外にも、「幼稚園・保育園を利用していないこと（一時利用を除く）」、「利用している認可外施設等が無償化対象施設としての届出・確認を受けていること」等、複数の条件が必要となります。

そのため、認可外保育施設等の利用にあたっては、契約条件や保育内容のみならず、当該利用施設等が無償化対象施設となっているのか等についても、事前によく確認してください。

1. 無償化の対象について

○無償化の対象者

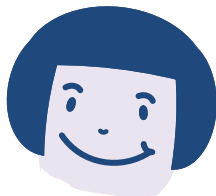
保育を必要としないお子さん



0～5歳児

認可外保育施設等は、
無償化の対象になりません。

保育の必要性のあるお子さん
(就労・出産・介護・疾病・求職等)



新2号児
(3～5歳児)

新3号児
(非課税世帯の0～2歳児)

新2号児

4月1日時点が満3歳以上で、保護者の就労、出産、
疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当
する子ども

無償化対象の認可外保育施設等を利用した場合、
利用料(※)を上限として月額37,000円までを給付。

※複数施設を利用した場合は、各利用料の合計額。
無償化対象外経費(入会金、日用品、文房具、行
事参加費、食材料費、通園送迎費等)が含まれて
いた場合は、その金額は利用料から除外。

新3号児

4月1日時点が満3歳未満で、保護者の就労、出産、
疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当す
る住民税非課税世帯の子ども

無償化対象の認可外保育施設等を利用した場合、
利用料(※)を上限として月額42,000円までを給付。

※複数施設を利用した場合は、各利用料の合計額。
無償化対象外経費(入会金、日用品、文房具、行
事参加費、食材料費、通園送迎費等)が含まれて
いた場合は、その金額は利用料から除外。

但し、新2号児・新3号児であっても、一時保育・一時預かり以外で、幼稚園、認定こども園、認可保育園、地域型保育、企業主導型保育所を併用していた場合は、認可外保育施設等の利用料については無償化の対象外となります。

○無償化対象となる認可外保育施設等

・認可外保育施設

児童福祉法に基づく設置届出を都道府県等に提出している保育施設です。

無償化の対象となる認可外保育施設は、市町村が法令上の確認項目を審査し、無償化給付対象の施設であると認めた施設です。

※東京都認証保育所も認可外保育施設にあたります。

・認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター業）

児童福祉法に基づく届出を都道府県等に提出している事業者です。

無償化の対象となる事業者は、市町村が法令上の確認項目を審査し、無償化給付対象の事業者であると認めた事業者です。

<経過措置について>

2019年10月の幼児教育・保育の無償化開始から5年間のみ、経過措置として、都道府県等が定めている運営や設備の基準を満たしていない施設についても、時限的に無償化対象施設として認められる予定です。

そのため、上記施設・ベビーシッターの利用にあたっては、利用前に見学し、契約条件や保育内容等をよく確認してください。

※施設等が、認可外の届出や確認手続き自体を行っていない場合は、経過措置期間内であっても、無償化の対象外です。

・一時保育事業・一時預かり事業

事業内容・対象施設情報

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/mokuteki/4/3/11/318.html>



<https://kosodate-machida.tokyo.jp/mokuteki/4/3/11/340.html>

※認可保育園・幼稚園に在園している場合は対象外。



・病児病後児保育事業

事業内容・対象施設情報

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/4/4/10/346.html>



・ファミリー・サポート・センター事業



事業内容

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/mokuteki/4/4/10/340.html>



2. 認定について

認定までの流れ(概要)

 : 保護者が行うもの
 : 市が行うもの

認定申請
P. 5～P. 6参照

- 新2・3号の認定を受けたい方は、保育を必要とする状況が分かる書類（P. 5～P. 6参照）などの必要書類を揃えて、町田市役所保育・幼稚園課に認定申請書を提出してください。
- 申請に必要な書類は町田市ホームページから取得することができます。
ホームページアドレス
<http://kosodate-machida.tokyo.jp/>
町田市ホームページから「幼児教育・保育の無償化」で検索

書類確認

- 申請書類に不足・不明な点がある場合は、市が保護者の方に電話で問い合わせをしたり、追加書類の提出をお願いする場合があります。

認定通知書等送付

- 給付認定通知書をお送りします。（P. 5参照）

無償化の給付

申請方法

認定を希望される場合は、保護者の住民票がある市町村に申請してください。

(1) 町田市民で新2号認定又は新3号認定を申請する方について

保育の必要性が有る方で、認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業、一時保育、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育を利用する方は、「町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(認可外施設等)」及び保育の必要性を確認する書類を町田市役所保育・幼稚

園課に提出してください。

また、新3号認定を申請する方のうち、以前市外に居住していた等の理由により、町田市の市町村民税の情報が無い方については、P. 8のとおり、市町村民税非課税証明書の提出が必要となる場合があります。

※2019年10月からの無償化の給付の認定を受ける場合は、2019年8月30日までに申請書及び保育の必要性を確保する書類を提出してください。2019年11月以降の認定を受ける場合については、認定が必要となる月の前月の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに申請書及び保育の必要性を確保する書類を提出してください。

(2) 保育の必要性の認定

① 保育を必要とする事由と認定期間

保護者が恒常的に下表の保育を必要とする事由(基準)に該当する場合に、認定資格が生じます。保育を必要とする事由及び期間は、市が認定します。

保育を必要とする事由	基準
①就労*	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。
②疾病、負傷又は心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ自宅安静が必要で保育が困難であること。
③介護又は看護*	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添看護(介護)又は一部看護(介護)が必要と認められる者の看護(介護)が常態であること。
④災害	災害(火災・風水害・地震等)の復旧に当たっていること。
⑤就学*	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学(通学、又は職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設に通所していること)が常態であること。
⑥出産	出産のため保育が困難であること。 (認定期間は出産予定月及び前後各2か月の計5か月間) ※産休後、育児休業取得希望の場合はP. 7参照。
⑦育児休業	P. 7参照
⑧求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。 (認定期間は3か月まで。P. 6参照。)
⑨両親不存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁中等であり、同居の親族になんらかの要件があつて保育が困難であること。
⑩その他	上記の他、保育が必要と認められる場合

※「就労」・「介護又は看護」・「就学」は、上記の日数及び時間のいずれかひとつでも基準を下回ってしまうと、保育を必要とする事由がなくなり、認定が取り消されますのでご注意ください。

＜給付認定通知書について＞

給付認定通知書の有効期間は、保育の必要性の事由にもよりますが、新2号認定については小学校就学前までとし、新3号認定については満3歳児に達する日以後の最初の3月31日までを基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、3か月間を基本的な有効期間として取り扱います。

なお、給付認定通知書は、利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

②新2号及び新3号認定に必要な書類

保育の必要性を確認する書類（父・母の分それぞれ必要です）

保護者の事由		必要な書類	注意事項	
就労	会社勤務の方 (採用予定含む)	・ 就労証明書（町田市書式）	収入の無い方は仕事の成果が客観的に分かるもの（写真等）をご用意ください。	
	自営業	居宅外		・ 就労証明書（町田市書式）
		居宅内		・ 就労証明書（町田市書式） ・ スケジュール表（町田市書式）
	内職の方	・ 就労証明書（町田市書式） ・ スケジュール表（町田市書式） ・ 直近の納品書もしくは発注書		
疾病・障がい		・ 医師の診断書（原本） または、手帳のコピー	手帳のコピーの場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証（要件が看（介）護の場合）などをご提出ください。	
看（介）護		・ 医師の診断書（原本） または、手帳のコピー ・ スケジュール表（町田市書式）		
出産		・ 母子健康手帳（母の氏名・分娩予定日のページ）のコピー	出産月をはさみ前後2か月（最大5か月）は、「出産」の要件での認定となります。	
育児休業		・ 育児休業給付金受給資格決定通知書、育児休業給付金受給決定通知書（公務員の方は勤務先の育児休業承認書）のいずれかのコピー ・ 勤務先の育児休業の取得であることがわかる就業規則のコピー及び会社名のわかるページ又は社版を印刷したもの	認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長できます。P. 7参照	
求職		なし	求職中で入園した方は3か月間の認定となります。	
就学（予定含む）		・ 在学証明書 ・ 時間割等 ・ スケジュール表（町田市書式）	就学予定の方は合格通知書及び年間のカリキュラムを提出してください。	

必要書類早見表

保護者の事由・世帯の状況		就労証明書	スケジュール表	医師の診断書 または手帳のコピー	在学証明書および時間割等	母子健康手帳のコピー	育児休業給付金決定通知書等 または就業規則のコピー	納品書 または発注書
保護者の事由	会社勤務 (採用予定含む)	○						
	自営 (居宅外)	○						
	自営 (居宅内)	○	○					
	内職	○	○					○
	出産					○		
	育児休業					○		
	疾病・障がい			○				
	看(介)護		○	○				
	求職							
	就学 (予定含む)		○		○			
状況 世帯の	妊娠中の方					○		

ご注意ください！

※就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。内容を訂正する場合は代表者の印が必要です。また、修正液等での訂正は無効です。
 ※就労証明書は原本のみ受け付けます。実績未記入等、内容に不備がある場合は、再提出の依頼をすることがあります。

ア) 認定の事由が求職の場合

求職中の場合は、3か月間の期限付き認定となります。

☆求職中で認定の方は2か月以内に就労を決め、3か月目の15日までに就労証明書を提出してください。提出がない場合は認定の期限切れとなります。

また、就労先が決まった場合、給付認定通知書の保育の事由が変更になりますので、就労を開始する月の前月の15日（土・日、祝日の場合は前開庁日）までに『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を提出してください。

就労の基準：日数が月12日以上、かつ、時間が1日4時間以上

イ) 認定の事由が出産の場合

出産は、出産（予定）月をはさみ前後2か月の最大で5か月の期間を、出産の事由で認定します。保護者（母）の保育を必要とする事由を「出産」で申請する場合は、出産後の予定を申請書に記入してください。

出産の事由で認定を受け、出産の認定期間後も認定を希望する場合、出産（予定）月の3か月日以降の保護者（母）の、保育を必要とする事由を変更する手続きが必要です。出産（予定）月の2か月目の15日（土、日、祝日の場合は前開庁日）までに、『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と、変更後の事由を確認できる書類を、保育・幼稚園課に提出してください。

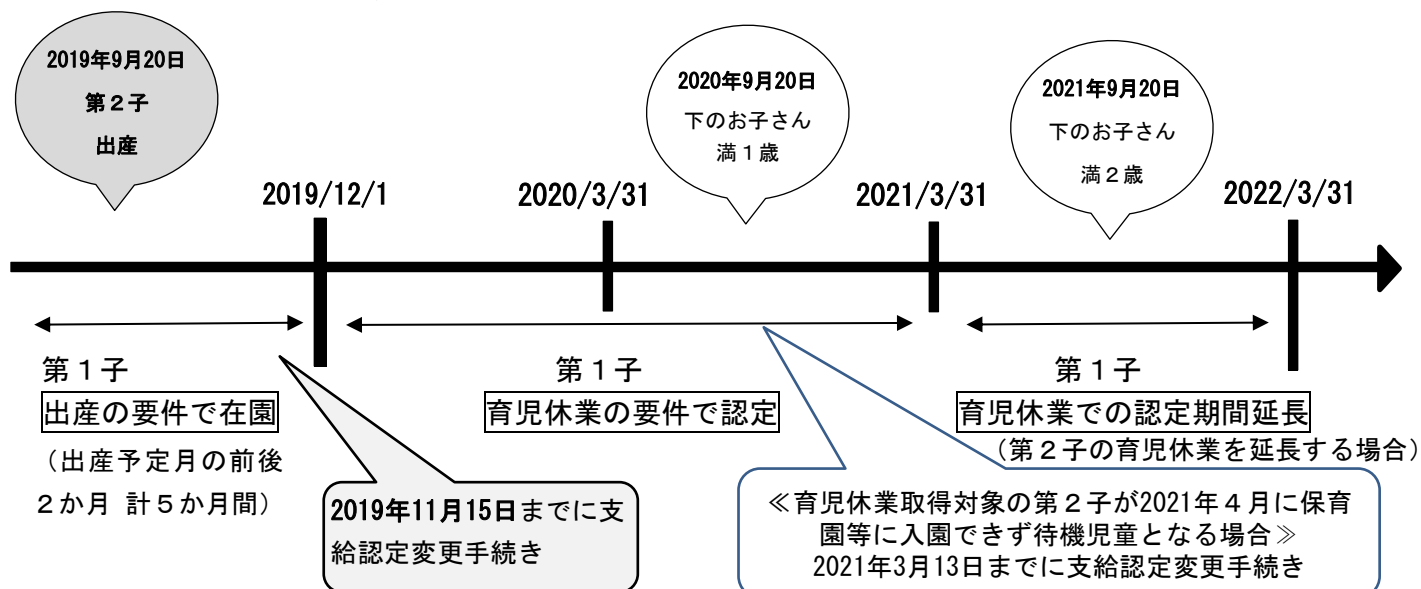
ウ) 認定の事由が育児休業の場合

育児休業取得者と認められるのは、法令に基づく休業取得者のみです。法令に基づく育児休業を取得する場合は、申請により、次のとおり育児休業取得対象のお子さん以外のお子さんを育児休業として保育の必要性を認定できます

確認のため、育児休業給付金決定に関する通知書のコピー又は、就業規則のコピー（公務員の方は勤務先の育児休業承認書）の提出が必要です。この場合、次のとおり育児休業の認定をすることができます。

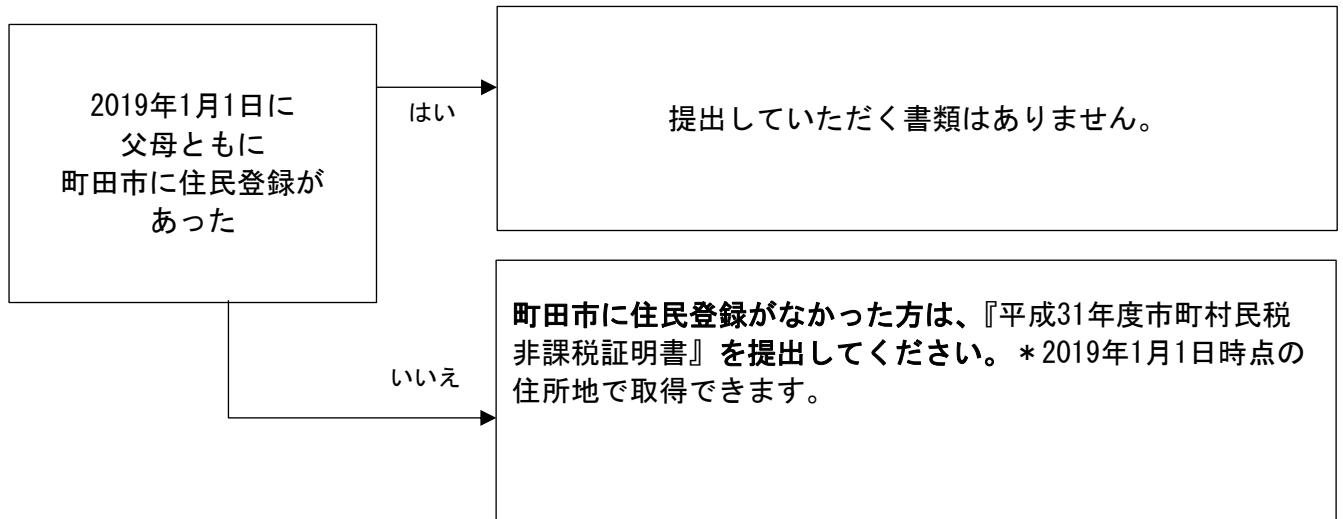
	認定期間	認定の要件
ア	育児休業取得対象のお子さんが1歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。
イ	育児休業取得対象のお子さんが2歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。さらに、育児休業取得対象のお子さんが保育園等に入園できず、待機児童となっていること。

例) 2019年9月20日に第2子を出産して、育児休業取得対象の第2子が2021年4月保育園に入園できず待機児童となる場合の第1子の認定について



(3) 非課税世帯の証明について

新3号認定をするために、保護者の方の市町村民税の情報が必要となります。以前、市外に居住していた方については、課税証明書等の提出が必要になる場合がありますので、以下のフローチャートをご確認ください。



2019年度 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(認可外施設等)

記入例

町田市長 様

子ども・子育て支援法第30条の5第1項又は第30条の8第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、必要な場合は、この申請に関する事項について、市が住民基本台帳、課税台帳等により確認を行うこと及び認可外施設等に認定に関する情報の提供をすることに同意します。

※企業主導型保育の地域枠、定期利用保育及び幼稚園型一時預かり事業における2歳児の定期利用については、町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼保育の利用申込書で提出してください。

年 月 日

4月1日の年齢がクラスの年齢基準になります。

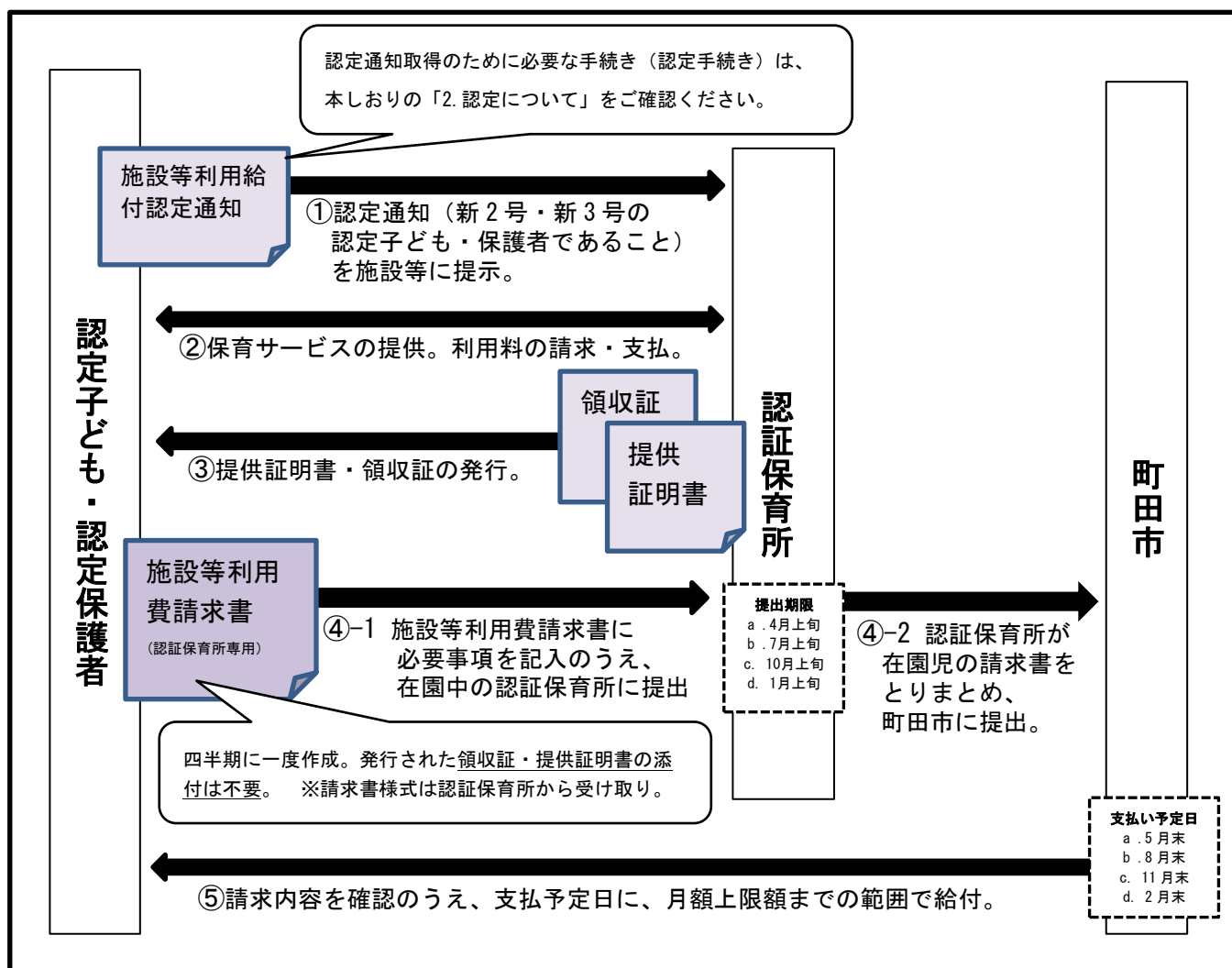
同居の兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母等も記入をしてください。申込児童からみた続柄となります。書ききれない場合は欄外の余白をご使用ください。

3歳児クラス未満の方で、住民税非課税世帯の方は必ずチェックしてください。

保 護 者	住所	町田市				
	続柄	ふりがな氏名	生年月日	連絡先	2018年・2019年1月1日時点の住民登録地	
父		まちだ はじめ	1990・9・25	090 (1111) × × × ×	[○○年] <input type="checkbox"/> 町田市 <input checked="" type="checkbox"/> その他(○○市)	
		町田 一			[△△年] <input type="checkbox"/> 町田市 <input checked="" type="checkbox"/> その他(○○市)	
母		まちだ さちこ	1991・5・11	090 (2222) × × × ×	[○○年] <input checked="" type="checkbox"/> 町田市 <input type="checkbox"/> その他()	
		町田 幸子			[△△年] <input checked="" type="checkbox"/> 町田市 <input type="checkbox"/> その他()	
申 請 す る 子 ど も	ふりがな・性別	まちだ じろう	男	まちだ さぶろう	男	男女
	氏名・続柄	町田 次郎	子	町田 三郎	子	
	生年月日 2019年4月1日現在の年齢	2015・4・22	3 歳	2016・5・8	2 歳	・ 歳
	認定開始(変更)希望月	○○年	△月	○○年	△月	年 月
	(市役所記入欄)					
(保護者及び申請する子ども以外 の同居者)	ふりがな氏名	生年月日	続柄	就労・通学・通園先	障害者手帳等	
	まちだ たろう	2010・7・21	8 歳	兄	○○小学校	<input type="checkbox"/> 有
	まちだ はなこ	2017・6・16	1 歳	妹	△△保育園	<input type="checkbox"/> 有
	まちだ □□ 町田 □□	1956・6・3	62 歳	祖父		<input checked="" type="checkbox"/> 有
	まちだ ◇◇ 町田 ◇◇	1957・7・2	61 歳	祖母		<input type="checkbox"/> 有
ひとり親世帯(該当する方のみ)		年 月 日(ごろ)から 離婚・未婚・死別・離婚前提の別居・その他()				
生活保護の適用		<input checked="" type="checkbox"/> 無・申請中・有 [年 月 日 保護 開始・廃止]				
変更の理由(変更申請の方)						
保 育 の 事 由	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()				
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()				
※新3号の申請の方のみ記入してください		<input checked="" type="checkbox"/> 住民税非課税世帯に該当するため新3号児認定の申請をします。				

3. 給付について

東京都認証保育所



<給付までに必要な手続き>

①施設等利用給付認定通知（新2号・新3号の認定児童・認定保護者であること）を施設等に提示。 【保護者⇒施設等】

利用に先立って、「施設等利用給付認定通知」を施設等に提示。

※提示するのみで、施設等に提出はしないでください。

なお、本手続きは、施設側が「無償化対象の保護者・児童かどうか」を確認するためのものです。同認定通知の有無が、施設自体の利用可否に影響するわけではありません。（但し、認定が無い場合は、無償化給付は受けられません。）

様式説明

★「施設等利用給付認定通知」・・・新2号・新3号の認定時に、町田市から発行される認定通知です。（発行までに必要な手続きは、本しおりの「2. 認定について」を参照。）

※紛失、発行されたか不明等の場合は、保育・幼稚園課支援係にお問合せください。

② 保育サービスの提供。利用料の請求・支払。 【保護者⇔施設等】

施設から保育サービスの提供を受け、同サービスに対する利用料を施設等に支払う。
※利用料の金額・請求方法・支払時期等は、それぞれの施設等の定めによります。

③ 提供証明書・領収証の発行。 【保護者⇐施設等】

保育サービスの提供及び利用料の請求・支払が終わった後に、「提供証明書」「領収証」を、施設等が保護者に発行。

様式説明

★「提供証明書」…町田市で指定する様式で、無償化対象となる保育サービスを、「誰に」「どの期間」「どの金額」で提供したかを、施設等が証明する書類。

★「領収証」…町田市で指定する様式で、上記提供証明書の内容に対する、保護者からの料金支払が完了していることを、施設等が証明する書類。

※1 提供証明書・領収証ともに、原則一月単位で施設側が作成し、保護者に対し発行します。
※2 この様式で記載される金額は、無償化対象となる保育サービス部分への料金のため、実際に施設等に支払った利用料金内に対象外経費（入会金、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等）が含まれていた場合は、その金額分は除外されます。

④-1 四半期（3か月）に一度、発行された領収書・提供証明書の内容をもとに、施設利用費請求書（認証保育所専用）を作成し、認証保育所に提出。 【保護者⇒認証保育所】

④-2 認証保育所が在園児分の請求書を取りまとめ町田市に提出。 【認証保育所⇒町田市】

四半期（3か月）に一度、発行された領収証・提供証明書にもとに、保護者自身が施設等利用費請求書（認証保育所専用）を作成し、認証保育所に提出。
その後、認証保育所が在園児の請求書を取りまとめ、町田市に提出。

様式説明

★「施設等利用費請求書（認証保育所専用）」…町田市が指定する請求様式であり、保護者自身が、四半期（3か月）の間で対象児童が利用した認証保育所名・利用料等を記入する。記入後の請求書は認証保育所に提出。

※請求書の様式は、認証保育所から受け取ってください。

<提出期限>

認証保育所を利用した期間	認証保育所への請求書提出期限
第1四半期分（4月、5月、6月）	7月上旬
第2四半期分（7月、8月、9月）	10月上旬
第3四半期分（10月、11月、12月）	1月上旬
第4四半期分（1月、2月、3月）	4月上旬

<提出書類>

施設利用費請求書（認証保育所専用）

※3 か月分の請求を1枚の請求書で行います。領収証・提供証明書の添付は不要です。

⑤請求内容を確認のうえ、支払予定日に、月額上限額までの範囲で給付。

【保護者 ← 町田市】

請求内容に基づき、月額上限額（新2号児 37,000円、新3号児 42,000円）までの範囲で、施設等利用費請求書で指定した口座に、町田市が給付。

※認定の資格要件を満たしている期間が月の途中から（まで）の場合は、上限額は日数に応じ減額となります。

なお、町田市に提出いただいた各書類の内容において、確認事項等があった場合は、町田市から保護者の方もしくは対象施設等にお電話・お手紙をさせていただく場合があります。

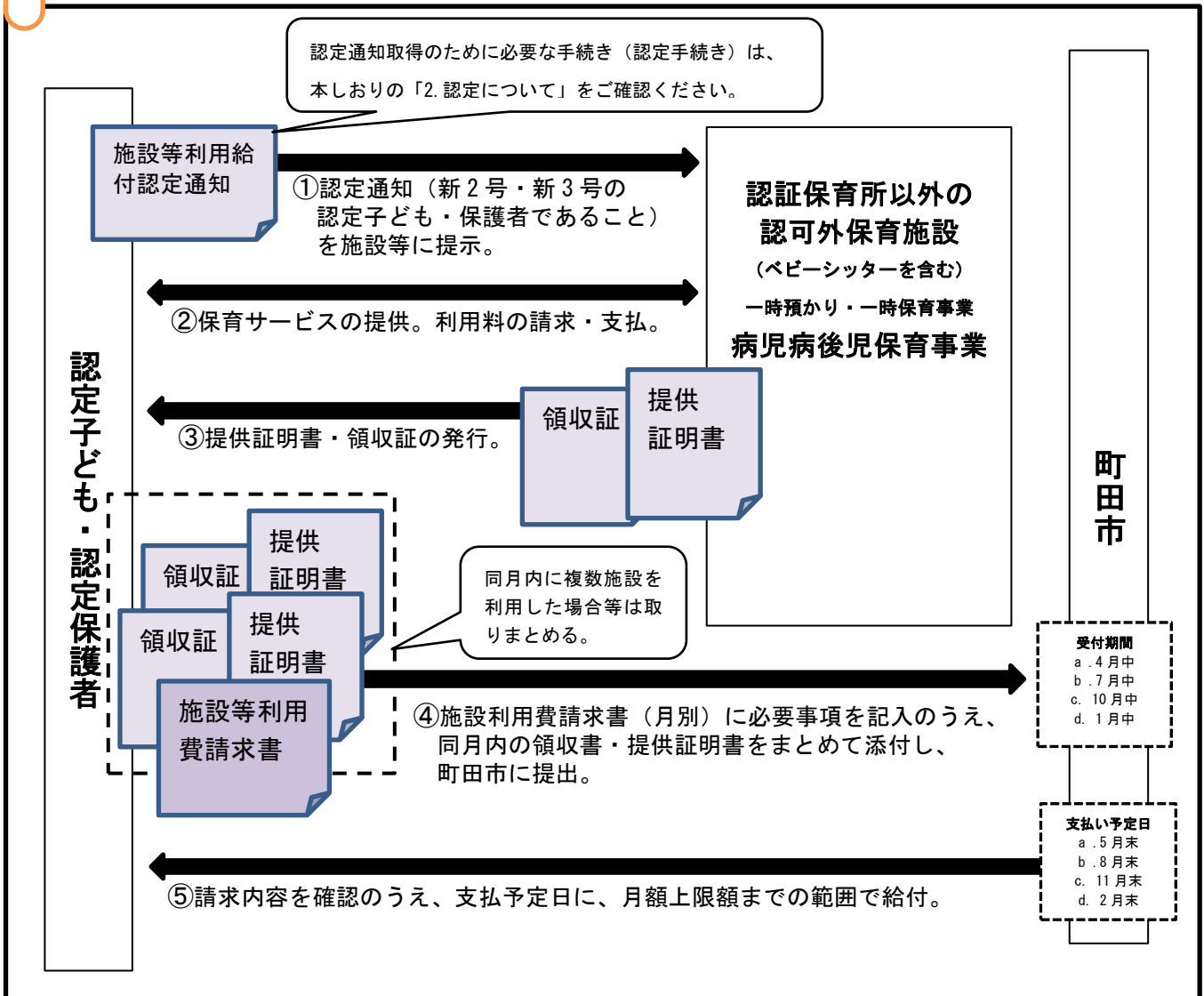
<支払予定日>

認証保育所を利用した期間	保護者口座への支払い予定日 ※認証保育所の提出期限までに請求書を提出した場合
第1四半期分（4月、5月、6月）	8月末
第2四半期分（7月、8月、9月）	11月末
第3四半期分（10月、11月、12月）	2月末
第4四半期分（1月、2月、3月）	5月末

東京都認証保育所以外の認可外保育施設等

<重要!!>

東京都認証保育所以外に無償化給付対象の認外保育施設等を利用していた場合は、下記手続きにより別途給付申請を行うことができます。ただし、**同月内の認証保育所の利用料に対する施設等利用給付額が上限額（新2号は37,000円、新3号は42,000円）に達している月については、請求をしても給付額は0円となります。**



※ファミリー・サポート・センター事業は、「領収証」・「提供証明書」の代わりに、「活動報告書」を利用。

<給付までに必要な手続き>

①施設等利用給付認定通知（新2号・新3号の認定児童・認定保護者であること）を施設等に提示。 【保護者⇒施設等】

利用に先立って、「施設等利用給付認定通知」を施設等に提示。

※提示するのみで、施設等に提出はしないでください。

なお、本手続きは、施設側が「無償化対象の保護者・児童かどうか」を確認するためのものです。同認定通知の有無が、施設自体の利用可否に影響するわけではありません。（但し、認定が無い場合は、無償化給付は受けられません。）

様式説明

★「施設等利用給付認定通知」・・・新2号・新3号の認定時に、町田市から発行される認定通知です。（発行までに必要な手続きは、本しおりの「2. 認定について」を参照。）
※紛失、発行されたか不明等の場合は、保育・幼稚園課支援係にお問合せください。

② 保育サービスの提供。利用料の請求・支払。 【保護者⇔施設等】

施設から保育サービスの提供を受け、同サービスに対する利用料を施設等に支払う。
※利用料の金額・請求方法・支払時期等は、それぞれの施設等の定めによります。

③ 提供証明書・領収証の発行。 【保護者⇐施設等】

保育サービスの提供及び利用料の請求・支払が終わった後に、保護者が町田市への無償化給付請求時に必要となる「提供証明書」「領収証」を、施設等が保護者に発行。

様式説明

★「提供証明書」・・・町田市の指定する様式で、無償化対象となる保育サービスを、「誰に」「どの期間」「どの金額」で提供したかを、施設等が証明する書類。

★「領収証」・・・町田市の指定する様式で、上記提供証明書の内容に対する、保護者からの料金支払が完了していることを、施設等が証明する書類。

※1 提供証明書・領収証ともに、原則一月単位で施設側が作成し、保護者に対し発行します。
※2 この様式で記載される金額は、無償化対象となる保育サービス部分への料金のため、実際に施設等に支払った利用料金内に対象外経費（入会金、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等）が含まれていた場合は、その金額分は除外されます。

④施設利用費請求書（月別）に必要事項を記入のうえ、同月内の領収書・提供証明書をまとめて添付し、町田市に提出。 【保護者⇒町田市】

保護者自身が施設等利用費請求書を月単位で作成し、同月分の領収証・提供証明書をまとめて添付のうえ、町田市に請求を行う。

様式説明

★「施設等利用費請求書」・・・町田市が指定する請求様式であり、保護者自身が、対象児童が1ヶ月の間で利用したすべての施設等の名称・利用料等を記入する。記入後の請求書に、各施設等から発行された「提供証明書」「領収証」の原本を添付し、町田市に提出。

※請求書の様式は、認証保育所から受け取ってください。

＜提出受付期間＞

4 月、7 月、10 月、1 月

※受付期間内であれば、どの月分の請求書であっても受付いたします。

＜受付場所＞

町田市市役所子ども総務課

＜受付方法＞

- ・ 郵 送 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所子ども総務課
- ・ 窓口提出 町田市役所市庁舎 2 階子ども総務課（202 窓口）

※期間外及び市民センター等では受付業務を行っていませんので、ご注意ください。

＜提出書類＞

施設等利用費請求書、提供証明書、領収証

※窓口提出の場合も、事前に必要事項は記入いただいたうえで、お持ちください。

⑤請求内容を確認のうえ、支払予定日に、月額上限額までの範囲で給付。
【保護者 ← 町田市】

本請求内容および、認証保育所経由で請求する認証保育所利用分を合算し、月額上限額（新 2 号児 37,000 円、新 3 号児 42,000 円）までの範囲で、施設等利用費請求書で指定した口座に、町田市が給付。

※認定の資格要件を満たしている期間が月の途中から（まで）の場合は、上限額は日数に応じ減額となります。

なお、町田市に提出いただいた各書類の内容において、確認事項等があった場合は、町田市から保護者の方もしくは対象施設等にお電話・お手紙をさせていただく場合があります。

＜支払予定日＞

町田市への請求書提出日	保護者口座への支払い予定日
4 月中	5 月末
7 月中	8 月末
10 月中	11 月末
1 月中	2 月末

お問合せ

●無償化対象となる認可外保育施設等に関すること

【認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時保育・一時預かり事業】

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 2階 204 窓口

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 管理係

TEL：042-724-2138 FAX：050-3161-8635

【病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業】

〒194-8520 町田市森野2-2-22 2階203窓口

町田市子ども生活部子育て推進課

TEL：042-724-4468 FAX：050-3101-9459

●無償化に必要な保護者・児童の認定に関すること

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 2階 204 窓口

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 支援係

TEL：042-724-2137 FAX：050-3161-8635

●認可外保育施設等の無償化に伴う給付に関すること

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 2階 202 窓口

町田市子ども生活部子ども総務課 手当医療費助成係

TEL：042-724-2551 FAX：050-3101-8377

※幼児教育・保育の無償化に関する今後の法令改正等によって、この冊子に記載されている内容に変更が生じる場合があります。その際は、まちだ子育てサイトにおいてご案内いたしますのでご了承いただきますようお願いいたします。